

厚岸町規則第21号

厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

厚岸町後期高齢者医療に関する条例及び厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則（令和2年厚岸町規則第63号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。